

改正

令和4年8月26日教委告示第9号

令和5年10月25日教委告示第8号

西海市文化大会等参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、西海市の文化の振興を図るため、次条各号に掲げる大会に出場する市民に対して、予算の範囲において、西海市文化大会等参加補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象大会)

第2条 補助金の対象大会は、次の各号に掲げる大会のうち、国、県その他公的機関又はこれに準ずる団体等が主催するもので、予選又は招へい等を経て、国又は県の代表等として出場する大会とする。

(1) 吹奏楽、合唱、舞踊、民俗芸能、職業技能その他の芸術又は文化等の部門の九州大会、全国大会及び国際大会

(2) その他市長が特に必要と認める大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住所を有する各種団体又は個人とする。ただし、本市の外郭団体並びにその他関係団体から補助を受けている場合は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条各号に掲げる大会参加者（実演及び競技等を行わない者は除く。）及び指導者1名分の交通費、宿泊費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の額とする。ただし、補助対象経費の合計額（以下「対象経費合計額」という。）が補助金の限度額に満たない場合は、対象経費合計額を補助金の額とする。

(補助金申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条第1項の規定による補助金等交付(変更)申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 文化大会等参加計画書（別記様式）

(2) 大会等の要項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一の補助対象者による補助金交付の申請は、同一年度内において2回を限度とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第 5 条関係）

大会区分	開催地区分	補助金の限度額		
		高校生を除く18歳以上の者（一人当たり）	18歳未満の者及び18歳以上高校生（一人当たり）	団体
国際大会	国外	30,000円	50,000円	個人の補助金の額に対象人数を乗じた額
	国内	20,000円	30,000円	
全国大会	九州地区以外	20,000円	25,000円	
	九州地区内（沖縄を除く。）	10,000円	15,000円	
	沖縄	15,000円	20,000円	
	県内	5,000円	10,000円	
九州大会	県外（沖縄を除く。）	10,000円	15,000円	
	県内	5,000円	10,000円	
	沖縄	15,000円	20,000円	